

登録電気工事業者に関する留意事項

宮崎県消防保安課

■申請・届出

- 登録電気工事業を5年以上継続して営む場合は、5年ごとに更新を申請しなければなりません。期限を1日でも過ぎた場合は失効となり、改めて新規申請が必要です。
- 登録が失効した場合は、30日以内に登録証を返却しなければなりません。
- 登録事項に変更があった場合は、変更の日から30日以内に変更届を提出しなければなりません。また、変更内容が登録証記載事項に関わる場合、登録証を返納の上、その訂正を受けなければなりません。

<変更届が必要な登録事項>

- ・氏名又は名称【登録証の訂正が必要】
 - ・(法人の場合) 代表者・役員の氏名
 - ・住所【登録証の訂正が必要】
 - ・営業所の名称・所在の場所
 - ・営業所の新設追加・廃止
 - ・電気工事の種類【登録証の訂正が必要】
 - ・主任電気工事士の氏名・電気工事士免状の種類
 - ・事業の承継【登録電気工事業者でない者が承継した場合は登録証の訂正が必要】
- 登録電気工事業を廃止した場合は、廃止の日から30日以内に届け出なければなりません。
 - 登録証を汚損、又は失った場合は、申請により再交付を受けることができます。

■主任電気工事士

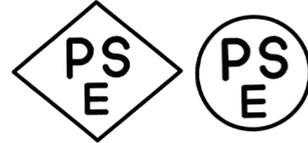
- 登録電気工事業者は、一般用電気工作物に係る電気工事の業務を行う営業所ごとに主任電気工事士を設置し、当該業務に係る一般用電気工事の作業を管理させなければなりません。
- 主任電気工事士が退職等により不在となった場合や、一般用電気工作物に係る電気工事の業務を行う新たな営業所を設置した場合等には、その日から2週間以内に新たな主任電気工事士を選任しなければなりません。また、選任後は30日以内に変更届を提出する必要があります。
- 主任電気工事士は、各営業所に専任で設置する必要があり、兼任は認められません。

■電気工事に従事する者の制限

電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させることは禁止されています。電気工事の作業には、電気工事の種類に応じた電気工事士等に従事させてください。

■電気工事に使用する電気用品の制限

電気工事に使用する電気用品（電気工作物を構成するもの）は、電気用品安全法第10条第1項の表示（右図参照）が付されているものでなければなりません。



■器具の備付け義務

登録電気工事業者は、電気工事の種類に応じて、営業所ごとに、次の器具を備えなければなりません。

一般用電気工作物の工事のみを実施	自家用電気工作物の工事を実施
<ul style="list-style-type: none">・絶縁抵抗計・接地抵抗計・抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計	<ul style="list-style-type: none">・絶縁抵抗計・接地抵抗計・抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計・低圧検電器・高圧検電器・継電器試験装置・絶縁耐力試験装置

※継電器試験装置、絶縁耐力試験装置については、同業者等との賃貸契約を結んだり、ほかの営業所から必要時にすぐ持ち出せる体制を整えたりすることで、必要時にすぐ検査することができる措置が講じられている営業所については、備えられていると判断します。

■標識の掲示

登録電気工事業者は、営業所及び電気工事の施工場所ごとに、次の事項を記載した標識を掲げなければなりません。

- ・氏名又は名称
- ・営業所の名称
- ・電気工事の種類
- ・登録年月日、登録番号
- ・主任電気工事士の氏名

< 標識の様式 >

↑ 35cm 以上 ↓	登 録 電 気 工 事 業 者 登 録 票	
	登 録 番 号	
	登 録 の 年 月 日	
	氏 名 又 は 名 称	
	代 表 者 の 氏 名	
	営 業 所 の 名 称	
	電 気 工 事 の 種 類	
	主 任 電 気 工 事 士 等 の 氏 名	
← 40cm 以上 →		

■ 帳簿の備付け・保存

登録電気工事業者は、営業所ごとに帳簿を備え、次の事項を記載し、これを5年間保存しなければなりません。

- ・ 注文者の氏名又は名称及び住所
- ・ 電気工事の種類及び施工場所
- ・ 施工年月日
- ・ 主任電気工事士等及び作業者の氏名
- ・ 配線図
- ・ 検査結果

■ 建設業許可に関するお知らせ

工事1件あたりの請負代金の額が500万円以上の電気工事を請け負う場合には、元請、下請を問わず、電気工事業者登録とは別に建設業法に基づく「建設業許可」を受けておかなければなりません。ここでいう「請負代金の額」とは、

- ① 1つの工事を2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の合計額
- ② 注文者が材料を提供する場合は、その材料費等を含む額
- ③ 単価契約とする場合は、1件の工事全体の額
- ④ 消費税及び地方消費税を含む額

となります。

この許可なく500万円以上の電気工事を請け負った場合は、処罰対象となりますので御注意ください。

建設業許可に関するお問合せは、次へお願いします。

宮崎県 県土整備部 管理課 建設業審査担当

【電 話】 0985-26-7176

■建設業許可を取得した場合

登録電気工事業者が建設業者（建設業法第2条第3項に規定する者）となったときは、その者の電気工事業の登録は失効し、みなし登録電気工事業者の対象となります。建設業許可取得後も継続して電気工事業を営む場合は、みなし登録電気工事業者として、遅滞なく「電気工事業開始届出書」を提出する必要があります。

■登録電気工事業者登録簿の謄本交付・閲覧請求

どなたでも、都道府県知事等に対して、その登録をした登録電気工事業者に関する登録電気工事業者登録簿謄本の交付や閲覧を請求することができます。

■登録電気工事業に関するお問合せ先

宮崎県 総務部 危機管理局 消防保安課 産業保安担当

【所在地】〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

【電話】 0985-26-7065

【FAX】 0985-26-3130

【メール】 kiki-shobohoan@pref.miyazaki.lg.jp